

<p>岡山県 神社廳</p> <h1>報廳</h1>	<p>発行所 岡山県神社庁 教化委員会 広報部</p> <p>〒703-8572 岡山市東区3-22 TEL 086-270-2122 FAX 086-270-2123 IP電話 050-3004-4359 <a href="http://www.okayama-jincho.or.jp/">http://www.okayama-jincho.or.jp/</a></p>	 <p>遷宮で結ぶ人の輪心の輪 第六十二回神宮式年遷宮</p>
--------------------------------	---	--



児島 本荘八幡宮

# 謹賀新年

皇紀二六六九年己丑歳

### 岡山県神社庁

庁長 笹井和男  
副庁長 河本貞紀

理事 小野泰道  
井上亮二  
牧上博嗣  
佐々木講治  
戸部廣徳  
藤山知之進  
内藤正忠  
市村正文行  
三垣正一  
上月良典  
上田浩正  
太田見正  
伏見正

監事  
協議員会議長  
松田堯

### 岡山県神社総代会

会長 松田堯  
【事務局】

参事 瀧本文典  
主事 岡本好範  
主事補 河田晴彦  
録事 清水美代子  
録事 見垣佳子



岡山県神社庁庁長

笹井 和男

# 鎮守の森から学ぶ

## 社会生活

年頭のご挨拶

天皇陛下御即位二十年御成婚五十年の佳節の輝かしい新春を迎え、皆様方のご健勝とご多幸をお祈りし、新年のお慶びを申し上げます。

今日の日本は乱れに乱れ、地球も温暖化、環境汚染と昔から受継がれて来ている美しい日本はどうなっているのでしょうか。

一番身近な鎮守の森についても環境汚染や破壊が進む中でも樹々はそれぞれの役目を担って立派な森を形成しております。森は樹々を中心に多くの生き物を育み、それを取り巻く人工的環境と自然環境が長年に亘り生命活動をした結果、その森の中で生態系が保たれるという自然主導の共生が出来ております。

人間社会の規律は人間が決め、樹々の生態は定められた枠の中で限られた共生と生存競争が行われて、その定められた環境の中では適合したもののみが生き残ることが出来るのであります。

それぞれが個々の役目を十分に果たさなければ鎮守の森から弾き出されてしまいます。

現在は、人間社会が環境を作り出し、自然界に環境修正を強

制する一方通行の社会になっていきます。

そんな中でも樹々は本来の植生を發揮し、生育できる環境を探し求めながら自然の周期に合わせた生き方をしています。この持続的な生き方を我々の先祖は知り、自然環境を守るための手段としたのでありましょう。それは植栽するに当り、適地適木、郷土木の植生を総合的に考え、森の変化の中では代替樹を植栽してきました。森を守ることは森と共存することであり、単に経済性だけで論ずるのは樹々に対する畏敬の念が足りません。

常に森から教わる謙虚な姿勢が必要ではないでしょうか。我々神社関係者はこの自然環境の中で生活し、日々御奉仕申し上げます。

先祖から受継いできた鎮守の森を今一度原点に帰り、考えてみるのも必要なことではないでしょうか。

本年も皆様方にとりまして佳き年でありますように、そして益々のご活躍を心からご祈念申し上げます。

# 平成19年度決算を可決 (平成20年臨時協議員会)

十一月十日午後一時三十分から神社庁講堂において、平成二十年臨時協議員会が開催された。開式行事、庁長挨拶の後、伏見議長が登壇し、議事が審議された。

## 議案第一号

『平成十九年度岡山県神社庁一般会計歳入歳出決算』

## 議案第二号

『平成十九年度岡山県神社庁別途会計収支決算』

## 議案第三号

『平成十九年度岡山県神社庁事業会計決算』

## 議案第四号

『岡山県神社庁財産目録』

右記四議案は一括上程され、協議員から、教誨活動の充実のために次年度から「教誨師関係費を増額」の要望などがあつた。

## 議案第五号

『平成二十年岡山県神社庁歳入歳出補正予算案』

トイレにウォシュレットの設置費、図書データベース化を図るための入力費、玄関横雨樋の修理費が追加予算として上程された。

協議員から、「雨樋の修理は別途会計の庁舎管理資金積立会計から支出すべきだ」との質問があり、今後検討する事となった。

議事終了後その他の事項で、支部再編の状況の質問があり、小野総務部長が、「現在までの経緯と、臨時総務委員を委嘱して鋭意作業を進めており、支部長会や協議員会に提出できる案が纏まり次第報告する。」との回答を行った。

平成19年度	
岡山県神社庁	
一般会計歳入歳出決算書	
(平成19年7月1日～平成20年6月30日)	
歳入総額	138,616,244円
歳出総額	113,177,661円
差引残高	25,438,583円

歳入の部 (単位: 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
<b>I 神 饌 及 幣 帛 料</b>	<b>1,250,000</b>	<b>1,320,000</b>	<b>△70,000</b>
1 本 庁 幣	600,000	627,000	△27,000
2 神 饌 及 初 穂 料	650,000	693,000	△43,000
<b>II 財 産 収 入</b>	<b>20,000</b>	<b>40,295</b>	<b>△20,295</b>
<b>III 負 担 金</b>	<b>36,920,000</b>	<b>36,888,430</b>	<b>31,570</b>
1 神 社 負 担 金	25,844,000	25,827,320	16,680
2 神 職 負 担 金	9,230,000	9,218,060	11,940
3 支 部 負 担 金	1,846,000	1,843,050	2,950
<b>IV 交 付 金</b>	<b>67,695,000</b>	<b>67,967,860</b>	<b>△272,860</b>
1 本 庁 交 付 金	1,400,000	1,632,000	△232,000
2 神宮神徳宣揚費交付金	66,000,000	66,000,000	0
3 本 庁 補 助 金	295,000	335,860	△40,860
<b>V 寄 付 金</b>	<b>3,100,000</b>	<b>3,345,000</b>	<b>△245,000</b>
1 神 社 特 別 寄 贈 金	3,000,000	3,195,000	△195,000
2 寄 付 金	100,000	150,000	△50,000
<b>VI 諸 収 入</b>	<b>1,560,000</b>	<b>3,260,219</b>	<b>△1,700,219</b>
1 表 彰 金	50,000	95,000	△45,000
2 預 金 利 子	10,000	47,004	△37,004
3 申 請 料・任 命 料	1,100,000	963,000	137,000
4 雑 収 入	400,000	2,155,215	△1,755,215
<b>VII 繰 入 金</b>	<b>3,960,000</b>	<b>4,110,000</b>	<b>△150,000</b>
<b>当 期 歳 入 合 計</b>	<b>114,505,000</b>	<b>116,931,804</b>	<b>△2,426,804</b>
<b>前 期 繰 越 金</b>	<b>16,000,000</b>	<b>21,684,440</b>	<b>△5,684,440</b>
	(136,189,440)	(0)	(0)
<b>歳 入 合 計</b>	<b>130,505,000</b>	<b>138,616,244</b>	<b>△8,111,244</b>
	(136,189,440)	(△2,426,804)	(△2,426,804)

歳出の部 (単位: 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
<b>I 幣 帛 料</b>	<b>3,050,000</b>	<b>2,993,000</b>	<b>57,000</b>
	(3,053,500)	(60,500)	(60,500)
1 本 庁 幣	2,250,000	2,253,500	△3,500
	(2,253,500)	(0)	(0)
2 神 社 庁 幣	800,000	739,500	60,500
<b>II 神 事 費</b>	<b>400,000</b>	<b>397,405</b>	<b>2,595</b>
<b>III 事 務 局 費</b>	<b>33,150,000</b>	<b>32,267,734</b>	<b>882,266</b>
	(35,830,000)	(3,562,266)	(3,562,266)
1 表 彰 並 び に 儀 礼 費	1,000,000	835,343	164,657
(1 各 種 表 彰 費)	600,000	522,943	77,057
(2 慶 弔 費)	400,000	312,400	87,600
2 会 議 費	300,000	177,076	122,924
3 役 員 関 係 費	2,000,000	1,801,310	198,690
(1 役 員 報 酬)	1,280,000	1,280,000	0
(2 教 誨 師 関 係 費)	500,000	301,310	198,690
(3 視 察 研 修 費)	100,000	100,000	0
(4 地 区 会 議 関 係 費)	120,000	120,000	0
4 給 料 及 び 福 利 厚 生 費	16,500,000	17,992,379	△1,492,379
	(20,000,000)	(2,007,621)	(2,007,621)
(1 給 料)	8,600,000	9,686,238	△1,086,238
	(10,150,000)	(463,762)	(463,762)
(2 諸 手 当)	4,900,000	5,666,928	△766,928
	(6,350,000)	(683,072)	(683,072)
(3 各 種 保 険 料)	2,800,000	2,555,475	244,525
	(3,100,000)	(544,525)	(544,525)
(4 職 員 厚 生 費)	200,000	83,738	116,262
	(400,000)	(316,262)	(316,262)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
5 庁 費	5,300,000	5,327,176	△27,176
	(5,980,000)	(652,824)	(652,824)
(1 備 品 費)	300,000	224,500	75,500
(2 図 書 印 刷 費)	650,000	679,187	△29,187
	(830,000)	(150,813)	(150,813)
(3 消 耗 品 費)	1,250,000	1,293,909	△43,909
(4 水 道 光 熱 費)	1,100,000	977,158	122,842
(5 通 信 運 搬 費)	1,200,000	1,129,360	70,640
(6 備 人 費)	100,000	505,500	△405,500
	(600,000)	(94,500)	(94,500)
(7 雑 費)	700,000	517,562	182,438
6 交 際 費	1,200,000	1,136,970	63,030
7 旅 費	4,700,000	4,517,010	182,990
8 維 持 管 理 費	650,000	480,470	169,530
9 派 遣 費	1,500,000	0	1,500,000
	(0)	(0)	(0)
<b>IV 指 導 奨 励 費</b>	<b>8,985,000</b>	<b>8,201,266</b>	<b>783,734</b>
	(9,435,000)	(1,233,734)	(1,233,734)
1 教 化 事 業 費	5,490,000	4,440,002	1,049,998
(1 教 化 費)	290,000	259,920	30,080
(2 広 報 費)	2,000,000	1,476,429	523,571
(3 事 業 費)	950,000	802,156	147,844
(4 神 宮 奉 賛 費)	1,450,000	1,445,080	4,920
(5 育 成 費)	800,000	456,417	343,583
2 神 社 庁 研 修 所 費	1,300,000	1,331,852	△31,852
(1 研 修 費)	1,000,000	691,852	308,148
(2 研 修 奨 励 費)	300,000	640,000	△340,000
3 祭 祀 研 究 費	305,000	221,798	83,202
4 各 種 補 助 金	1,890,000	2,207,614	△317,614
	(2,340,000)	(132,386)	(132,386)
(1 神 青 協 補 助 金)	550,000	550,000	0
(2 氏 青 協 補 助 金)	100,000	100,000	0
(3 県 教 神 協 補 助 金)	100,000	100,000	0
(4 女 子 神 職 会 補 助 金)	200,000	200,000	0
(5 県 敬 婦 連 補 助 金)	130,000	130,000	0
(6 神 楽 部 補 助 金)	100,000	100,000	0
(7 作 州 神 楽 補 助 金)	30,000	30,000	0
(8 支 部 長 懇 話 会 補 助 金)	250,000	250,000	0
(9 神 宮 大 祭 派 遣 補 助 金)	30,000	30,000	0
(10 神 職 養 成 補 助 金)	400,000	567,614	△167,614
	(700,000)	(132,386)	(132,386)
(11 地 区 大 会 援 助 金)	0	150,000	△150,000
	(150,000)	(0)	(0)
<b>V 各 種 積 立 金</b>	<b>6,160,000</b>	<b>6,160,000</b>	<b>0</b>
1 職 員 退 職 給 与 積 立 金	1,000,000	1,000,000	0
2 正 副 庁 長 退 任 慰 労 金 積 立 金	160,000	160,000	0
3 次 期 式 年 遷 宮 準 備 金	3,000,000	3,000,000	0
4 災 害 見 舞 金 積 立 金	2,000,000	2,000,000	0
<b>VI 神 社 関 係 者 大 会 費</b>	<b>600,000</b>	<b>502,443</b>	<b>97,557</b>
<b>VII 負 担 金</b>	<b>22,055,000</b>	<b>21,709,120</b>	<b>345,880</b>
1 本 庁 災 害 慰 謝 負 担 金	55,000	53,950	1,050
2 本 庁 負 担 金	5,500,000	5,395,000	105,000
3 本 庁 特 別 納 付 金	13,550,000	13,433,040	116,960
4 支 部 負 担 金 報 奨 費	2,950,000	2,827,130	122,870
<b>VIII 渉 外 費</b>	<b>620,000</b>	<b>504,500</b>	<b>115,500</b>
1 友 好 団 体 関 係 費	300,000	303,000	△3,000
2 時 局 対 策 費	100,000	10,500	89,500
3 同 和 対 策 費	120,000	91,000	29,000
4 神 政 連 関 係 費	100,000	100,000	0
<b>IX 神 宮 神 徳 宣 揚 費 交 付 金</b>	<b>34,430,000</b>	<b>34,430,000</b>	<b>0</b>
<b>X 大 麻 頒 布 事 業 関 係 費</b>	<b>6,350,000</b>	<b>6,012,193</b>	<b>337,807</b>
1 頒 布 事 務 費	750,000	526,576	223,424
2 頒 布 事 業 奨 励 費	5,600,000	5,485,617	114,383
<b>XI 予 備 費</b>	<b>14,705,000</b>	<b>0</b>	<b>14,705,000</b>
	(17,255,940)	(17,255,940)	(17,255,940)
<b>当 期 歳 出 合 計</b>	<b>130,505,000</b>	<b>113,177,661</b>	<b>17,327,339</b>
	(136,189,440)	(23,011,779)	(23,011,779)
<b>次 期 繰 越 金</b>	<b>0</b>	<b>25,438,583</b>	<b>△25,438,583</b>
<b>歳 出 合 計</b>	<b>130,505,000</b>	<b>138,616,244</b>	<b>△8,111,244</b>
	(136,189,440)	(△2,426,804)	(△2,426,804)

注1 差異は、決算額が予算額に比し、超過した場合△で表示する。

# 社報を作ろう

## 社報発刊よもやま話

牛窓神社宮司 岡崎義弘



牛窓神社の宮司拝命以来、早くも満三十年。「社報」の発刊は、実に宮司としての当初からの悲願であったが、種々の紆余曲折があり、なかなか実現できませんでした。

その間、各地の神社へ正式参拝を重ねる度毎に、大多数の神社で個性豊かな「社報」が発刊されている事を知り、「いつの日にか私もそれに続かん」と情熱を燃やす事しきりでした。

なかなか発刊に踏み切れなかつた理由は次の通りであります。

- 一、一度発刊したら、継続しなければならなくなる事
- 二、写真の保存、記事の作成等宮司の負担に拍車がかかること
- 三、年二回の発刊なれど、相当の手間と費用が見込まれる事
- 四、何よりも小生はパソコンが全く使えない事（実際、今現在でも殊に年末の慌ただしき中の編集作業は至難の業であります。）

か」でおおいに悩んでいましたが、平成十一年四月〜平成十三年三月まで、奇しくも『NHKラジオ深夜便』と云うラジオ番組の中の一コマ「日本列島暮らしの便り」のレポーターとして出演する機会に恵まれました。幸い小生の毎回のレポート「地域の便り」は、全国各地のリスナーの人々から好評を博し、牛窓神社を訪れる人達の数が増え、全国的な崇敬の念が盛り上がりつつ参りました。即ち、全国の熱心な牛窓神社のファンの為、神社からの情報発信の必要性が愈々高まったのであります。



(実際の紙面は神社庁HPからダウンロードできます。)

やがてようやくやく機が熟する処と成り、当時の総代会長山本光穂（てるほ）氏の肝いりにて、平成十四年七月三十日付の社報「牛窓神社だより」創刊号が呱呱の産声を挙げたのであります。今でも創刊号を手にする時、感激の思いが湧いて参ります。ここで特筆すべき事が有ります。とにかく社報を出そうと小生が決断した原動力は、実に岡山県神道青年協議会の時代に、広報部員又広報部長として、機関誌「岡山神青」の編集に携わった珠玉の経験が大きかった事です。コンピュータによる編集がまだ夢であった頃、写真や記事をハサミで切り、糊で貼り付けての編集作業が、いつの間にか身に付いていたのです。

平成十四年の創刊号から、平成十九年の第十一号までは、A4判の大型一枚紙に両面印刷の二頁立てでありましたが、神社の行事が活性化するに伴って、記事の内容が豊富に成

り、今では A4 判六頁立てが第十二号、第十三号と続いています。(写真参照) 頁数が増えれば増える程益々編集作業に困難が伴いますが、多くの読者の皆様の反響が大きい事に気を良くして頑張っています。

社報『牛窓神社便り』の特色として、手前味噌になりますが次の三点が挙げられます。

- 一、出来るだけ写真を多く載せている。
- 二、写真の解説文を、ユーモアを交えて添えている。
- 三、歴史に造詣の深い、地元の手前の郷土史家に、毎回牛窓神社にまつわる研究論文を発表してもらい、これが専門家から好評を博し、岡山県立図書館での有料貸し出し社報の一つと成っている。(尚、将来の課題として、諸事情が許せば、オールカラー版にしたいものであります。)

さて、創刊号から十三号まで誠に拙い出来映えながら、大方の氏子崇敬者の皆様にご感を持って読まれているものと自負しております。又非常に限られた予算の中で、毎回岡山県下及び全国各地の由縁の人達に約百部を送付させていた

だいて居り、(もちろん宛名は手書きです。) 力強い手応えを毎回感じていきます。

終わりに当たり、まだ「社報」未発刊の神社の神職さん方には、是非勇断を持って発刊に漕ぎつけて頂きたいものです。コンピュータが自由に使える人は尚更です。大切な事は、やる気と情熱です。IT 社会が到来し、世の中はホームページの開設が流行になっていますが、「手作り社報」の発行ほど神道教化に実効力の有る地道な活動は無いと深く確信しています。

**アイデア神職の奮闘記**

**「無事すぎの輪」**

見明戸八幡神社

宮司 佐伯 正 禮

**一、「無事すぎの輪」の概要**

行く年、来る年、無事すぎますようにと願いを込めて、ワラを束ねてアーチ状にした骨組みに杉の枝を次々に差し込んだこもりした緑の輪で、大きさは高さ三

メートル、幅四メートル。

**二、製作のきっかけ**

一言でいえば「自分の生まれ育った神社に一人でも多くの人に参拝してもらいたい。」と言うことです。発想は家内安全の安全は無事―無事は丸―丸は輪となり、この地方は四方が山に囲まれ、神社に関するものでは山々や境内に青々と茂る杉があるからでした。

**三、設置方法**

現在は年間行事の一つになっていますが、ワラを巻く芯や、杉の葉の調達など最初は大変でした。今は事前にワラと杉の葉を準備(この作業が大変)して当日は役員、総代等が和気あいあいの中、三時間余りで出来上がります。大雪で山に入れなかった年、台風で木々がなぎ倒された年もありますが、十年近く毎年行っています。

**四、効 果**

雪をかぶった「無事すぎの輪」は特に美しく、「気持ちがいいネ」との氏子さんの声が聞こえたり、帰省した人が家族で参拝し、輪をくぐり縁起物やお守りなど楽しそうに受ける姿も目にするようになりました。



**五、結 び**

残念ながらせっかく掲載の機会を与えていただきましたが、氏子地域外からの参拝者の増加をみたとは言い難いです。

数年先の様子がわかるような村の氏神さまではありますが、氏子(七十戸余)の物心両面精一杯の協力により祭典奉仕などは粛々と行っており、また、同級生や友人等の支えもあり、県北の山村からも氏子と共に神宮参拝も行っています。

神社存亡の危機、神社界の岐路ともいえる今、私如きの少々アイデアではどうにもならない厳しさを実感しています。

こだわりの社

第十三回

笹取神社  
(倉敷市連島町西之浦)

倉敷市は連島の小高い山の上  
に、ちようど高梁川の河口を見下  
ろすかのように笹取神社は鎮座し  
ている。正面の石段の参道とは別  
に細い急坂の車道もあるが、途中  
で切り返しが必要な険しい坂であ  
る。記録によると「創建の年代は  
不詳、天武天皇の頃にはともある  
が、江戸時代には成  
羽藩主をはじめ地方  
有力者の崇敬が篤  
く、立派な社殿と共  
に県下一」とある。  
廻廊にも往時の隆盛  
ぶりを見て取ること  
が出来る。今でも当  
時から続く崇敬者に  
護られた崇敬神社で  
ある。



また。当初快調に思  
えた募財であったが、  
相次いで地元寺社が  
改築計画等を発表した  
ために、寄進状況に影  
響が出た。だが、そこ  
は由緒ある崇敬神社、  
地元有力者の口添え、  
代々の有力崇敬者、企  
業を始め地元崇敬者の  
力で、当初の目標金額

は四本柱の立派な向拝  
が急傾斜地の際に立っており、左  
右の廻廊から参拝するようになって  
いたが、社殿前の松枯れによる  
根の腐りと、傾斜地の崩落により  
徐々に地盤沈下、昭和四十二年七  
月の集中豪雨で遂に崩壊した。以  
来雨天の参拝時には傘を差したま  
まという不自由を永年参拝者にさ  
せてきた。  
地元水島の企業も景気の良かつ  
た平成十七年、総代をはじめ地元  
の気運が高まり、「幣拝殿屋根改  
修並びに向拝復元工事」に向けて  
スタートを切ったのである。同年  
数社に見積を依頼、各社付帯工事、  
考え方の違いで額の大小もあつた  
が、総代などの「大きな違いがな  
いなら地元業者で」との意見で、  
地元元請けと決まった。  
平成十八年には募財活動が始

四千万円から最終的には六千  
万円を超える寄進が達成でき  
た。中には五百円という寄進  
もあつたが、約束通り芳名板  
には全て載せた。  
平成十八年十一月、安全  
祈願祭、着工となり工事が  
始まった。車道が狭く大き  
な車両が入らないため、足場  
をはじめ材料の持ち込みに苦  
労した。地元元請けではある  
が、大工は多度津からで、総  
代の持つ社宅に居住し、昼食  
は一々山を下りて食べてい  
た。正月、桜祭と参拝の多い  
時期を挟んだため、その時期  
には参拝しやすいよう舞台を  
組んだり、足場を変更したり  
といった苦労もあつた。しかし参  
拝の様子を施工者が見ることがで  
き、拝殿前の木製階段を実際に使  
える幅に変更出来たことは良かつ  
た点である。  
平成十九年四月十二日向拝棟上  
げ、屋根葺き作業も本格化するの  
であるが、ここで葺師が体調を崩  
し、最終的には九州から葺師を呼  
んで事なきを得た。しかしこのこ  
とで工事は遅れ、七月完成予定が  
結局、九月二十六日竣工奉告祭と  
相成った。約九十名の参列を得、  
餅撒き、又わざわざ山口県からの



奏楽朝日舞の奉納もあり、賑やか  
に祝った。  
昭和四十二年以前の四本柱の大  
きな向拝からは、二本柱となり面  
積は減ったが、高さも形も立派な  
「前垂れ向拝下大唐破風造り」で  
ある。以前の三分の二の突き出し  
量であるが、これは目前の急傾斜  
地を考慮した結果限界であつた。  
崩壊した当時から大切に保存して  
きた彫り物、方位板も新しい向拝  
に取り付けられ、風格を増してい  
る。廻廊床面、石段も手直しされ、  
歩きやすくなった。

**委員会はどうな活動をしているの？**

神社庁には四つの委員会があり、それぞれ特色ある活動を行っているが、その内容について、各委員長に前号と今号の二回にわたって報告していただいた。

**財務委員会**

委員長 佐々木 講 治

平成十八年、笹井庁長・河本・新庄副庁長が就任し、神社庁の組織の改変を図りました。一年間協議し、十九年から新組織のもと、各委員会・研修企画室が発足しました。当財務委員会には、三つの命題が下されました。

- 一、伊勢神宮式年遷宮奉賛について
- 二、経費削減・経費の適正な支出
- 三、負担金の是正について

一、伊勢神宮式年遷宮奉賛については、募金目標額二億四千五百万円の内、支部依頼額一億六千万を各支部で按分し、神社の氏子割での額をお願いしました。

二、経費削減・適正な支出については、神社庁事務局の経費・職員給与体系・別途積立金の整備等を図りました。

中でも給与は、職員も一人増

えましたが、低く抑えられています。将来に向けての見直しが必要です。

また、庁長・副庁長三名の役員報酬も、その役割における報酬としては低額です。ボランティアの域をはるかに超え、役職者への寄付金の依頼も多々ありますので、見直しました。

各委員会・企画室等の活動は、組織が改変され、ある程度従来予算組みを図りました。特に教化委員会は四部会に分かれ、活発に活動している部会です。で予算請求通りとしました。

各委員会の経費について今後さらに検討し、事務費等の経費のチェック機能を強化したいと思います。

また、特別寄贈金については、寄贈金神社へ今期から神社庁幣としての供進を取り止めま

した。

三、負担金は、平成十六年負担金賦課基準は正委員会にて今後五年間の据え置きが決定されており、平成二十二年から新たな負担金となります。平成二十一年の是正委員会に、意見を報告致します。

今夏、全神社に対し負担金についてのアンケートをお願いしまし

**総務委員会**

委員長 小野 泰 道

神社庁の組織、機構改編に伴い総務委員会が新しい組織として活動を始めてから一年半が経過しました。委員会は神社庁規に基づき、神社庁諸施策の研究、推進、又神社庁及び各支部、神社に関する諸問題解決の方策を講ずるのが主な目的で、委員長、副委員長、委員計七人で活動しています。

今年度に委員会で協議決定した事項、また従来から継続して検討している問題を報告いたします。

**○神社庁メール連絡網の設置**

現在神社庁から神社関係者への連絡事項は、文書郵送やFAXで行われていますが、支部によって全ての事項が伝達されていない

た。そのデータを基に検討させて頂きます。

神社庁の会計は大麻の交付金約六千六百万円と負担金約三千六百万円から成り立っています。大麻の交付金が減少すれば負担金に比重が掛かってきます。

十年先二十年先を見据えた神社庁の運営のため、健全な財務をめざして検討を重ねてまいります。

とも聞いています。又神社関係者の計報などは末端関係者に通知される迄に時間がかかり、或いは支部の判断で伝達されない場合もあります。このため委員会では従来の文書、FAX連絡方法に加えて、普及している携帯電話のメール機能を活用し、関係者に直接配信することで状況の改善、事務の迅速完全化、通信経費の削減を図る神社庁メール連絡網（略称神社メール）の設置を決定しました。

具体的には岡山市内の会社が開発した「USAGIコミュニケーション（携帯メール連絡ツール）」を利用し、登録した神社関係者の携帯電話やパソコンに、神社庁や支部か

らの連絡事項、情報を直接配信するもので、一度に多人数への送信が可能で、経費は神社庁が負担します。既に十二月に契約を完了、十二月五日には、各支部や委員会の担当者を対象とした説明会を開きました。体制が整い次第この一月から運用を開始する方針です。

#### ○再編成を含む支部問題

この問題はかなり以前から話題となり、具体的には平成十七年半ばから神社庁でも大きなテーマとなり始めました。山口県が早々と支部合併を実現し、広島県も検討中というところで、総務委員会へ庁長から検討要請があり、十八年に入り、岡山県でも支部長懇話会や役員会で、支部問題の話合いや意見交換が行われ、現在に至っています。神社庁では現在神宮式年遷宮奉賛の重要な時期にあり、総務委ではあせらず具体的な方向を描きながら協議を続けております。県下の農山間地域は過疎化、少子化、高齢化が急速に進み、神社を取り巻く環境は悪化し、少数氏子の神社は特に厳しい状態となっています。更に市町村合併による行政単位と支部の枠組みに差異が生じ、格差を増しています。神職が少ない支部では役職をカバーするだけの人員がなく、役職

を重複したり、総代さんの手を借りるなど苦勞しているのが現実です。

総務委では、こうした厳しい状況を踏まえて、県下各支部の置かれている現状を原点として、今後の支部の在り方、明るさのある展望、将来像をさぐって行く方針です。

この線に沿い各支部からの情報、問題点、意見を得るため、三

人の支部長さんを臨時総務委員として委嘱しました。今後副庁長を加えた委員会でも、支部問題、協議の密度をあげて行きたいと思っています。

未だ支部長会、協議員会などに報告あるいは提示出来る状況には至っていませんが、近い将来この問題で広く協議いただくことになると思います。

### 特殊神事部会報告

### 第八回

## 吉備津彦神社の御田植祭

吉備津彦神社 宮司 守分清身

吉備津彦神社の御田植祭は、毎年八月二日、三日の二日間に行われる。「御田植祭」は正しくは、「おんだうえさい」と言い、県指定無形民俗文化財になっている。また、『備前一宮御神事之絵巻物』（紙本淡彩神事絵巻）と言う名称で県重要文化財に指定されている。六月二十八日（うゑめ）に六月二十八日（うゑめ）の御神事として出ている。その絵巻物は文明年中（一四六九～一四八六年）に作られたものと見られ

ている。また、南北朝の初め康永元年（一三四二年）六月二十八日の古文書『一宮社法』に「六月二十八日の祭」として国守からの献納品、お幡の作り方や献進者の事等詳しく記されている。旧暦の六月二十八日は現在（新暦）で七月末（八月初め頃）になるので、古くにも普通田植をする時期より随分遅い時期に当社の御田植祭は行われている。御神事之絵巻物には現在も行っている「御斗代祭」（み

としろさい）と「御幡献納祭」（おはたけんのうさい）の神事が説明入りでわかりやすく描かれている。御田植祭の起源は稲作農耕の起源まで遡るものであるが、民俗行事として年中行事化するのには平安朝期からではないかと見られる。当社には「稲作農耕並びに製鉄の技が南方から、まず当地、当社に伝わり、ここからまた日本全国に伝わり広まって行った。」という言い伝えがある。

現在、御田植祭の神事としては、八月二日午後六時から「厄神祭」（やくじんさい）が最初に行われ、次に午後九時から「本殿祭」（ほんでんさい）、続いて午後十時頃から「御斗代祭」が行われる。そして、翌日八月三日午前十時から再度「本殿祭」が行われ、最後に午後四時から「御幡献納祭」が行われる。最初の「厄神祭」は茅の輪くぐりの神事であり、社殿（祭文殿）で神饌を供え、祝詞を奏上し、祭典の後、祭員・参列者一同随神門の内側に取り付けられた直径約二・五メートルの茅輪をくぐり左を回り正面に戻り、次は右回り、更に左回りでの神事は終了する。そして少し時間があいて午後九時から「本殿祭」が行わ

れる。「本殿祭」と言っても実際本殿の御扉を開く事は無く、本殿手前の渡殿に神饌を供えて祭典を行う。この「本殿祭」は御田植祭中心の神事と言える「御斗代祭」に先立って社殿において行う祭典である。「本殿祭」の始まる前に、御苗と御幣と榊・紙垂を女竹に付けたものを六本作り、お祓いをして渡殿の奥の左右の案に三本ずつ供え置く。修祓をした後すぐ社殿内の明かりは消して、燈台の蝋燭の灯りのみの薄暗い中で祭典は行われる。宮司一拜、次に渡殿の御簾を巻き畢りて側に候す。次に祭員が渡殿の中に神饌を供す。次に



宮司祝詞を奏す。次に宮司玉串を奉り拝礼す。次から明かりをつけて、参列者玉串を奉り拝礼し、次に田舞が奉納される。この田舞は古くから行われていたものではなく、昭和六年に香取神宮から大手宮司が当社へ転任し、香取神宮で行われていたものがこの「本殿祭」に取り入れられた。ただし当社の田舞は小学生、中学生の女子で、唄方三人、舞女八人で行われる。実際、地元山神町内から優先的に選ばれ、小学三年生から中学二年生までの女子で行われている。唄方は割り笏を手にして調子をとりながら田舞唄を歌う。この唄に合わせ八人の舞女が背に花笠を負い、手に御苗を捧げ持つて舞う。御田植祭の最も基本的な要素をなす御苗は、毎年神社近くの氏子中から世襲的に決まった家で丹誠こめて作られ、八月一日に神社に献納される。尚、田舞の唄は節は異なる様であるが、唄の文句は金比羅宮で行われているものと同じであり、恐らく当社から昭和十七年頃、久世宮司が金比羅宮へ転任し移されたものではないかと言われている。田舞が終了するとまた明かりを消して神饌を撤し、宮司御簾を垂れ、本座に復す。次に宮司一拜し、この「本殿祭」は終

了する。続けて「御斗代祭」が行われる。社殿前方南北の神池にある鶴島、亀島の岸から（本殿を望む様に）約一間程出た水上に設営された「お棚」と言われる一間四方の二つの祭場で二人の齋主により行われる。お棚には、小机に藁菰をかけた祭段が設けられ、橋板を渡してある。まず、二人の齋主により渡殿に供え置かれていた御苗を二台の御羽車にそれぞれ三本ずつ移す。そして社殿内で両「お棚」に向かう二列の行列が整えられる。行列は先頭に提灯と竹箆を持つ先払二人、提灯と少し太めの長さ二・五メートル程の青竹を持つ警衛二人、太鼓、獅子の小学



生男子五人（太鼓担ぎ手二人、打ち手一人、獅子舞の獅子に二人）、鼻高面付榊（一つが猿田彦、一つが素盞鳴命の面が付いている。）を持つ二人。大麻を持つ神職二人、御苗と御幣等を付けた竹を三本差し立てた御羽車が二台（四人ずつで担ぐ）、神饌等を入れた辛櫃（中には三方が三つ、五穀《玄米、玄麦、きび、大豆、粟》。酒。干魚《すめめ三枚》。玉串が一本）が二台（二人ずつで担ぐ）、次に齋主二人、次に祭員神職が二、三人ずつ、氏子総代、一般参列者と言う順に二列になって拜殿を出て随神門を抜け正面参道を進み、両池にある鶴島、亀島への道に入って行く所で

左右に分かれ一列ずつ各お棚へ行く。この行列を奉仕するのは地元中山中学校の男子生徒の有志十八名で、翌日の御幡献納祭の行列にも男子生徒三十名、女子生徒三名が参加する。行列が到着するといよいよ本番の御斗代神事が両お棚で同時に行われる。時刻は午後十時過ぎになっている。暗闇の中燈籠の灯りがほんのり照らす両お棚では、この神事が二人の齋主だけによつて厳かに行われる。鶴島には鶴島神社があり住吉の神を祀っており、亀島には亀島神社があり市岐嶋比売神（江戸時代の文書には弁財天を祀るとある。）を祀つてある。稲の豊穰に関わる雨、風水の神の恵みを祈る齋場として、お棚は南方系の家屋を示しているとも考えられる。またお棚の方向が本殿に向かつている点、神を本殿からこの御旅所に迎える為ではないかと言う説もある。二つのお棚で同時に神事が行われることについては、朝廷で行われる主基、悠基の大嘗会をまねたものではないかとも言われる。両お棚で行われる式次第は、大麻司お棚と神饌をお祓りする。齋主、御羽車前にて再拝拍手する。齋主、御苗を御羽車から神池にお移しする。（お棚の前面池中に立てられてある三



本の竹筒に差し立てる。）次に神饌を供える。次に鼻高面付神を供える。次に齋主祝詞を奏上する。齋主玉串を奉り拝礼する。次に鼻高面付神を撤する。以上である。（御苗とか神饌はお棚の所に置いたままである。）そして一同来たと同じ順列で社殿に戻り、奉仕者、参列者金幣を拝戴し、この神事は終了する。この夜、当社境内には沢山の露店が並び、駐車場広場では備前一宮音頭や備前一宮桃太郎音頭のおどり大会もあり、また花火も上げられ境内は大変な賑わいを見せる。

翌八月三日には、午前十時から再び「本殿祭」が行われる。これ

は前日の「御斗代祭」と全く同じ式典であるが、明るい中で行われるのと、御苗を渡殿に供え置く事は無い。祝詞は前日の「御斗代祭」が無事に終了した事を神々に感謝する意味が中心となっている。その「本殿祭」は午前十一時過ぎには終了する。

午後四時からこの御田植祭の最後の神事である「御幡献納祭」が行われる。以前は「本殿祭」終了後間もなく行われていたが、準備の都合と、一年で最も暑い時期の炎天下と言う事で午後四時からになったと聞いている。御幡というのは長さ四・六メートル程の竹棹に、上は長さ一・四メートル程、下は長さ一・八メートル程の横竹をシユロ縄で縛り付け、竹棹の先端から横竹の先にもシユロ縄を張り木綿の白布を上横竹に一反、下の横竹に二反飾り付け、竹棹の先端と横竹の端の五ヶ所に扇が付ければ、紙垂も五ヶ所に、それに献納者の名札が付けられている。それが通常十六本作られ、先頭を行く御幡だけは布や扇を付けず上の横竹に御苗を六束横に並べ、立てて晒の白紐で括り付け、その晒の紐は下に長く垂らし六筋作る。竹棹の先端には大きな御幣が付けられる。先頭から二番目を行く御

幡には扇は付けないで、大きな白うちわが竹棹の先端と上の横竹の先の三ヶ所に付けられる。都合十八本の御幡を捧げ持つて行列を作り行進する。御幡の行列は参集所（通称なかやま会館）前で整えられる。先頭に先祓いの神職二人、次に太鼓獅子の五人、次に鼻高面付神を持つ二人、次に御苗を持つ白装束の男子、女子三人ずつ、次に大きな木製の鋸や鎌や鍬を持つ五人、次に伶人（楽人）三人、次に宮司以下祭員神職、次に警衛一人、次に御幡が十八本（十八人が捧げ持つ）、次に警衛、御幡献納者、氏子総代、一般参列者と行列を作り、午後四時に出発する。行列は南の鳥居を出てすぐの道を東に進む。五十メートル程行き、県道に出て左折し進む。南の神池の外周を進み、正面鳥居から正面参道に入り、随神門を通り最後に拝殿に入る。途中伶人が楽を奏し、御苗持ちの男子、女子の六人が田唄を歌いながら進む。そのお幡の長い行列が進む姿は誠に壮観である。また正面参道に入った所で御苗の付いた笹竹を三本ずつ鶴島、亀島の両お棚の傍の池の岸に差し立てる。そして随神門の手前で御幡に付いている扇の争奪戦が起きる。これはその扇を取り、竹に付け田



に差し立てると豊作になると言われる故である。争って扇や紙垂が取られる。ただし、先頭から三つの御幡は何も取ってはいけない事になっている。祭典は神饌を供え、祝詞を奏上し、玉串を奉り拝礼、金幣拝戴をし、御幡献納者に御酒撤下品を授与し、この神事は終了し、御田植祭の全神事が終わる。御幡神事がどういう意味を持つているのかについては諸説有り、御幡の形が舟の帆柱に似た形をして

いるところから、南方からやって来た稲作文化の伝来を象徴しているとか、祭神吉備津彦命が温羅を征伐し、凱旋して来たときの姿を現しているとか、御幡の白布は神への献納品（幣帛）であつて五穀豊穰を祈念するものとか、御斗代神事は田植えを表し、御幡神事は秋の豊作を神に感謝し、布（みてぐら）を捧げる神事ではなからうか、と言った説がある。原初いづれかを意味してこの神事が始まったのであろうが、永年の間形式は全く変わらず、その時代によつてどのような人が御幡献納者になるかとか、行列に入る人も変わつて内容的な移り変わりが起こり、特に明治維新の時に内容が全く一新したようである。つまりその時代によつて御幡の意味も変わつて考えられて祭が行われてきたのではないかと思われる。しかしながら、御幡の神事を含め、御田植祭は秋の实りを神々に一生懸命に祈念する意味は変わらず、今も全く同じであると思う。ただ（昔の）真剣に神々に直向に祈る祭には現在とはとてもかなわなないと思う次第である。



教化委員会育成部主催のこども伊勢参りが八月十九日から二十一日の日程で実施され、県下の小学生から中学二年生までの男子十四名女子十六名、スタッフ七名が参加した。

最初の正式参拝となる二見興玉神社では、こども達の神妙な眼差しとその場に漂う程よい緊張感に、この旅の幸先の良さを感じる事ができた。二日目には早朝の外宮参拝、爽やかな朝の日差しを

# こども伊勢参り

勝部神社禰宜 松岡 多衣子



木立の間に浴び、清々しいひと時を過ごす。内宮参拝では今までの手水と異なり、五十鈴川の清らかな流れに手を浸す。すぐそばに小魚や鯉が泳ぐさまを飽くことなく見入っていたことも逢、杉木立の中大きな幹をさわり見上げる子の姿がほほえましい。その後内宮の施設内で雅楽教室に参加し、本物の雅楽器に触れ、実際音を奏で、また衣装にも袖を通して頂く。火鑽りの実技体験では、煙が上がる瞬間まで息を詰めて見守り、煙が上がると「ほう。」「やった。」との歓声が上がリ、体験者との一体感を感じた。こども達の、はじめは戸惑いながらも興味・驚きに

目を輝かせ、顔をほころばせる姿に、時の経つのも忘れさせられる。御神楽奉納も好機に恵まれ巫女舞の他三曲、こども達にとつては貴重な体験となった。御垣内参拝をすまずと、おかげ横丁、鳥羽水族館と各グループで行動をし、お土産を買い見学をのびのびと楽しむ。三日目は春日大社に参拝。春日山を神体とし崇める建てられかたであること、酸性雨の影響で古木が枯れる事などを職員の方から伺い、古くから自然と共に営まれていた人々の暮らしや思い、またその自然を破壊しているのも人であることを痛感する。行き帰りの車内ではクイズにゲームと盛り上がりを見せ、「あつ」という間の移動であり、終始笑顔で無事帰ることができた。

自然(神)の大きな懐の中につつまれそれを感じながら、こども達が伸びやかに動き、また程よい緊張感のなかに居ずまいを正す姿を見て、そしてともに過ごすことで旅の達成を感じた。

最後に、このこども達と過ごす機会を与えてくださったことを感謝致します。

## 岡山県神社 関係者大会

平成21年4月23日(木)  
午後1時30分 式典・表彰式  
午後3時 講演会

講師 皇學館大学教授

橋本 雅之 先生

演題 「備前の神話と万葉集」  
午後4時40分ごろ 終了予定

## 神道講演会

平成21年3月28日(土) 真庭支部  
平成21年3月29日(日) 津山支部

講師 松尾大社宮司

佐古 一洌 先生

演題 八つの幸福(しあわせ)

## 神社庁辞令

七月一日

教化委員会委員を委嘱する

菱川 宏

七月一日

岡山県神社庁参事に任ずる

瀧本 文典

七月二十二日

岡山県神社庁理事に選任する

三垣 一

七月二十二日

協議員会副議長に選任する

永山 昌衛

十月一日

岡山県神社庁協議員を委嘱する

高生 堅

坂本 讓

武 富雄

十月一日

総務委員会臨時委員を委嘱する

佐々木 講治

柚木 和彦

吉田 重隆

鳥越 真澄

粟井 睦夫



# 庁務日誌抄

自 平成二十年七月一日  
至 平成二十年十一月三十日

## 七月

- 一日 月次祭
- 三日 神青協発送作業
- 三日 教化委育成部会
- 四日 県神社総代会監査会
- 四日 県神社総代会役員会
- 七日 役員会
- 七日 身分選考表彰委員会
- 七日 伊勢神宮崇敬会
- 九日 県本部評議員会
- 九日 雅楽自主研修(龍笛)
- 九日 教化委員会総会
- 十八日 神政連県本部役員会
- 十八日 祭祀委員会総会
- 二十二日 県神社総代会評議員会
- 二十四日 総務委員会
- 二十五日 神青協発送作業
- 二十五日 神青協役員会
- 二十八日 祭祀委祭祀舞部会
- 二十八日 祭祀舞自主研修
- 二十九日 出雲大社参拝旅行

## 八月

- 一日 月次祭
- 四日 研修企画室会議
- 五日 教化委育成部会並
- 五日 ことも伊勢まいり
- 六日 神宮奉賛部会
- 七日 祭祀委祭祀舞部会
- 七日 雅楽自主研修(龍笛)
- 十二日 祭祀委祭祀部会
- 十二日 教化委事業部会
- 十八日 神社庁会計監査
- 十九日 祭祀委特殊神事部会
- 十九日 ことども伊勢まいり
- 二十日 神青協事業部会並
- 二十日 六十周年事業委員会
- 二十一日 神政連県本部代議員会
- 二十二日 総務委員会
- 二十五日 役員会

## 九月

- 一日 月次祭
- 二日 神青協祭祀研修
- 四日 祭祀委祭祀舞部会
- 四日 雅楽自主研修(龍笛)
- 五日 神社総代会全国大会
- 八日 伊勢神宮崇敬会
- 八日 県本部役員会

## 十月

- 九日 祭祀委祭祀部会
- 九日 ことども伊勢まいり
- 十一日 祭祀委特殊神事部会
- 十二日 世界連邦岡山県宗教者大会
- 十六日 教化委広報部会
- 十六日 教化委事業部会
- 十七日 女子神職会役員会
- 十九日 特殊神事部会
- 十九日 財務委員会
- 二十二日 大麻暦頒布始奉告祭
- 二十二日 モデル支部推進会議
- 二十四日 祭祀委雅楽部会
- 二十四日 神青協三役会
- 二十五日 神青協役員会
- 二十五日 総務委員会
- 二十六日 女子神職会研修会
- 二十九日 関係者大会企画委員会
- 二十九日 役員会
- 三十日 身分選考表彰委員会
- 三十日 岡山八幡会役員会

## 十一月

- 一日 月次祭
- 六日 神政連県本部役員会
- 八日 神青協広報部会
- 十四日 神青協六十周年
- 十四日 事業委員会

## 十二月

- 二十四日 総務委員会
- 三十日 県氏子青年協議会総会
- 三十日 ことども伊勢まいり
- 四日 月次祭
- 四日 岡山八幡会総会・研修会
- 四日 神政連県本部
- 五日 選挙対策委員会
- 五日 役員会
- 六日 祭祀委特殊神事部会
- 七日 神青協発送作業
- 十日 臨時協議委員会
- 十二日 関係者大会企画委員会
- 十二日 祭祀委祭祀舞部会
- 十二日 雅楽自主研修(龍笛)
- 十七日 祭祀委員会役員会
- 十七日 祭祀委祭祀部会
- 十七日 中国地区神社庁職員研修会
- 二十一日 女子神職会自主研修
- 二十一日 神青協大麻啓発活動準備
- 二十五日 神青協役員会
- 二十五日 神青協総会
- 二十六日 教化委広報部会
- 二十八日 伊勢神宮新穀感謝祭
- 二十八日 団体参拝

# 神職任免

## 就任発令の部

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
20・9・29	浅口市鴨方町小坂西	天神社	兼宮司代務者	西山峻爾
20・11・22	加賀郡吉備中央町竹部	青樹神社	兼宮司	杉田良爾
20・11・22	加賀郡吉備中央町竹部	天神社	兼宮司	杉田良爾
20・11・21	美作市宮本	讚甘神社	本宮司	白岩修治
20・11・6	岡山市建部町建部上	七社八幡宮	兼宮司	藤森友紀
20・11・5	高梁市成羽町下日名	御前神社	本禰宜	藤井義徳
20・11・5	岡山市建部町建部上	七社八幡宮	兼宮司	森原荘之
20・10・17	岡山市下足守	葦守八幡宮	本宮司	河田宜秋
20・10・16	岡山市下足守	葦守八幡宮	兼宮司代務者	清瀬光政
20・9・30	浅口市鴨方町小坂東	八幡神社	兼宮司	中山立夫
20・9・30	浅口市鴨方町小坂東	軍神社	兼宮司	中山立夫
20・9・30	浅口市鴨方町小坂西	天津神社	兼宮司	中山立夫
20・9・30	浅口市鴨方町小坂西	良神社	兼宮司	中山立夫
20・9・30	岡山市建部町中田	天神社	兼宮司	藤井守
20・9・30	岡山市建部町桜	佐久良神社	兼宮司	藤井守
20・8・18	高梁市成羽町吹屋	八幡神社	兼禰宜	勢村健志
20・8・18	岡山市一宮	吉備津彦神社	本権禰宜	西原幸男
20・7・22	倉敷市玉島乙島	金刀比羅神社	本権禰宜	滝澤洋子
20・7・22	浅口市金光町下竹	大森神社	兼宮司	亀山昭三
20・7・22	浅口市金光町下竹	荒神社	兼宮司	亀山昭三
20・7・22	浅口市金光町下竹	御崎神社	兼宮司	亀山昭三
20・7・22	津山市二宮	高野神社	本権禰宜	河原貴浩
20・7・4	倉敷市本町	阿智神社	本権禰宜	廣田翔司

## 退任発令の部

# 神職帰幽

年月日	鎮座地	神社名	本兼務職	氏名
20・9・29	浅口市鴨方町小坂西	良神社	兼宮司代務者	西山峻爾
20・9・29	浅口市鴨方町小坂東	天津神社	兼宮司代務者	西山峻爾
20・9・29	浅口市鴨方町小坂東	軍神社	兼宮司代務者	西山峻爾
20・9・29	浅口市鴨方町小坂東	八幡神社	兼宮司代務者	西山峻爾
20・9・29	浅口市鴨方町小坂東	葦守八幡宮	本禰宜	河田宜秋
20・10・16	岡山市下足守	天神社	兼宮司	向崎作雄
20・11・21	加賀郡吉備中央町竹部	青樹神社	兼宮司	向崎作雄



## 宇治橋渡始式に供奉する

### 三世代夫婦の募集

伊勢の神宮におかれては平成二十五年に式年遷宮をひかえて、宇治橋も新しく造替され、来る平成

二十一年十一月三日(火・祝日)に新しい宇治橋の渡始式が執り行われます。渡始式には各県から一家三世代の夫婦が二組以内で供奉することができます。

供奉をご希望で次の要件を満たす方は、お申し込みください。神社庁にて選定の上、神宮に推薦致します。

- 一、親、子、孫、血脈の通じる同姓三代の夫婦六人が当日そろって供奉できる状態であること。
- 二、二キロ程度の歩行に十分堪えること。

年月日	鎮座地	神社名	職名	氏名	現身分	享年
20・9・19	苫田郡鏡野町中谷	中谷神社	宮司	岡本 正宗	三級	86
20・10・2	加賀郡吉備中央町案田	化氣神社	宮司	草地 護	二級	84

得る健康者であること。背負われたり車椅子を使用している供奉はできません。

三、忌服にかかつていないこと。

申し込まれる方は次のことを予めご了承ください。

一、服装は、男性が略礼服若しくは紋付羽織袴、女性はそれに準ずる服装。

二、交通費宿泊費はすべて自弁のこと。

三、三夫婦は家族その他を同伴して供奉することはできません。同行者があるときは式が終わるまで別行動をお願いすることになります。渡始式は約二時間を要する見込みです。

四、申し込み後に病気、服喪など支障が生じて供奉不可能となったときは、直ちに申込みの取り消しを岡山県神社庁に連絡してください。

五、供奉の決定は該当者にのみ通知します。選考に漏れた方には通知致しません。

〔申込方法〕

一、記入事項

住所、氏名、年齢、続柄、電話番号、所属神社名、所属神社住所を明記し、所属神社宮

司が署名捺印して、「宇治橋渡始式参加希望」と書いてお申し込みください。

一、申し込み先

所属神社宮司から支部長を経由して岡山県神社庁へお申し込みください。

一、申し込み期間

平成二十一年五月一日から七月三十一日（神社庁必着）まで

恐れ入りますが、申し込み期間以外の応募は選考の対象外とさせていただきます。

お問い合わせ

岡山県神社庁 担当 瀧本  
Tel 〇八六―二七〇―二二二二

境内地等での他宗教団体の

行事について

神社本庁から次の通り通知がありましたので、ご配慮をお願い致します。

近年、神社の境内などで他宗教集団による儀式、行事などが実施されており、ある宗教団体では護国神社などの境内において慰霊、供養と称して大規模な宗教活動が行われ、氏子崇敬者か

ら疑問が寄せられております。つきましては、神社本庁憲章などにも、神社の境内地その他の施設を神社本来の目的に反する活動に利用させないことが求められており、次の点にご配慮をお願い致します。

一、境内地その他の施設を、神社と何ら関係のない宗教団体の宗教活動のために提供、利用させないこと。

二、神社の境内で行われる他宗教団体の行事は、一社の歴史と伝統、信仰形態、周辺に与える影響をも考え併せてご判断戴き、神職、氏子崇敬者をはじめ神社関係者と十分に協議を重ねた上で、神社の行事や事業として違和感を与えないようご配慮ください。



今号よりA4サイズに大きくなりました。文字もそれに合わせて大きめになりました。庁報に寄せられる要望で、「文字が小さく読みにくい」とのご意見を多数頂い

ためです。読みやすくなっているれば幸いです。

「社報をつくろう」に掲載された今までの実際の社報は、神社庁HPのそれぞれの神社を検索していただきますと、PDFにて読めるようになっております。今号掲載の社報はページ数の都合で抜粋にて載せてありますので、あらかじめ御了承下さい。今年もよろしく御願いたします。

教化委員会広報部長 福田

